

【モバイル即時入会サービス特約 新旧対照表】

改定前	改定後
第4条（利用登録等）	第4条（利用登録等）
<p>1. 両社は、両社がカードの入会を承認した場合、会員に対し、MyJCB利用者規定の定めに基づき、同規定に定めるIDを発行し、両社所定の方法により通知します。</p> <p>2. 会員は、MyJCBアプリ利用者規定第2条の定めに従い、本アプリを指定端末にダウンロードおよびインストールするものとします。</p> <p>3. 会員は本アプリの利用登録を行わなければなりません。会員が、本アプリ上で両社指定のWEBサービスを用いた本人確認手続きを行い、両社所定の基準で会員本人であることが認証されることをもって利用登録が完了します。</p> <p>4. 前項に定める利用登録が完了するまでの間、会員は以下のサービスを利用することができません。</p> <p>①本アプリのすべてのサービス（本サービスを含む。）</p> <p>②MyJCBサービス（WEBサイトにおけるサービス）のうち、届出情報の変更を受け付けるサービス</p>	<p>1. 両社は、両社がカードの入会を承認した場合、会員に対し、MyJCB利用者規定の定めに基づき、同規定に定めるIDを発行し、両社所定の方法により通知します。</p> <p>2. 会員は、MyJCBアプリ利用者規定第2条の定めに従い、本アプリを指定端末にダウンロードおよびインストールするものとします。</p> <p>3. 会員は本アプリの利用登録を行わなければなりません。会員が、本アプリ上で両社指定のWEBサービスを用いた本人確認手続きを行い、両社所定の基準で会員本人であることが認証されることをもって利用登録が完了します。</p> <p>4. 前項に定める利用登録が完了するまでの間、会員は以下のサービスを利用することができません。</p> <p>①本アプリのすべてのサービス（本サービスを含む。）</p> <p>②MyJCBサービス（WEBサイトにおけるサービス）のうち、届出情報の変更を受け付けるサービスおよびキャッシング振り込みサービス</p>